

特定建築物定期調査等業務仕様書

- 1 業務名 令和7年度 佐久市役所本庁舎 防火設備定期検査業務
- 2 業務箇所 佐久市中込 3056 番地
- 3 業務期間 契約の日から令和7年6月30日まで
- 4 業務内容 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条の規定に基づく特定建築物の防火設備定期検査業務一式
- 5 対象防火設備

(箇所)

箇所名	防火扉	防火シャッター	耐火クロス
佐久市役所本庁舎 (別紙平面図参照)	25	3	16

- 6 受託者の資格及び基準図書
 - (1) 当業務の調査を行うものについては、1級建築士若しくは2級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有するものとする。
 - (2) 定期調査等は特定建築物定期調査業務基準（2020年改訂）に基づき実施するものとする。

7 提出書類

業務契約時

名 称	部数	規格	様式	備 考
着手届	1	A 4	様式 1	原本
担当技術者等届	1	A 4	様式 2	原本
技術者経歴書	1	A 4	様式 3	原本
業務工程表	1	A 4	様式 4	原本

業務着手時

名 称	部数	規格	様式	備 考
業務計画書	2	A 4	様式 5	正・副
再委託等承諾願	1	A 4	様式 6	原本 ※注 1
打合せ記録	2	A 4	様式 7	※打合せ後、直ちに提出する

注1) 設計業務の一部について再委託（下請負）等をした場合は、承諾願及び再委託等先の担当技術者等届及び技術者経歴書をあわせて提出すること。

業務に先立ち、下記内容を記載した業務計画書を監督員に提出し、承認を受けるものとする。

- (1) 業務管理体制及び連絡先
- (2) 調査等の手順
- (3) 調査等の記録表及び記録媒体等
- (4) 貸与する図面等の保管方法、返却方法等

業務中（特定行政庁提出前）

名 称	部数	規格	様式	備 考
調査等報告概要書	1	A 4		正 ※注 2
調査等報告書	3	A 4		正・副・控 ※注 2
調査票、調査等結果表	3	A 4		正・副・控 ※注 2
調査等結果図(CAD 共)	3	A 4		正・副・控 ※注 2、3
調査等結果写真	3	A 4		正・副・控 ※注 2

注2) 業務完了時にEXCELやPDF等のデータ（CD）も提出すること。

注3) 図面データは、JW-CADで読み込めるものとする（既存平面図のデータがない場合の平面図(CAD)作成費は本業務費に含まれる）。

業務完了時（ファイルに見出しを付けて綴じ込み）

名 称	部数	規格	様式	備 考
検査報告済証 及び報告書一式	2	A 4		原本及びコピー
報告済ステッカー	1	A 6		
防火設備添付シール	44	—		防火設備の個数分
打合せ記録	3	A 4	様式 7	正・副・控
修繕箇所見積書	2	A 4		正・副 ※注 4
完了届	1	A 4	様式 8	
請求書	1	A 4	様式 9	※検査合格後

注 4) 必要に応じ、メーカー等と立会調査を行い、不具合箇所を明確にし、見積すること。

8 貸与可能設計図書

- (1) 設計図又は竣工図（平面図、立面図）
- (2) CADデータ（平面図、立面図）

9 調査方針等

- (1) 人身の安全性の確保を重点とし調査等すること。
- (2) 調査等報告について、当座の危険が考えられる場合及び安全改善策で高度の技術或いは高額の経費を要するものについては、改善方策を提示すること。

10 その他

- (1) 業務遂行にあたっては監督職員及び施設管理者等と十分な調整を行うこと。
- (2) 検査等に必要となる建物設計図及びその関連資料の閲覧若しくは貸し出しについては、発注者に申請のうえ可能とする。なお、監督職員及び施設管理者等の請求があったとき及び業務完了時に返却すること。
- (3) 現地での検査等は、監督職員及び施設管理者等と協議のうえ実施すること。
- (4) 公正な客観的判断基準の保持に努め検査等を行うこと。
- (5) 受託者は、成果物を発注者の許可なしに他のいかなる者に対して、公開、閲覧、複写、譲渡してはならない。
- (6) その他必要とする事項については、発注者、受託者双方で協議のうえ決定するものとする。
- (7) 受託者は、業務終了後も発注者の質疑に対して誠意をもって対応すること。